

答申個第144号  
令和6年6月7日

京都市長様

京都市情報公開・個人情報保護審議会  
会長 北村 和生  
(事務局 総合企画局デジタル化戦略推進室情報管理担当)

京都市個人情報保護条例第36条第1項の規定に基づく諮問について（答申）

令和5年1月20日付け左地第39号をもって諮問のありました下記のことについて、別紙のとおり答申します。

#### 記

左京区選挙管理委員会事務局書記長がコンプライアンス推進室と人事課に行った情報共有に係る文書の不存在による非開示決定事案（諮問個第328号）



## 1 審議会の結論

処分庁が行った不存在による非開示決定処分は妥当である。

## 2 審査請求の経過

- (1) 審査請求人は、令和4年11月15日に、処分庁に対して、京都市個人情報保護条例第14条第1項の規定により、「左京区選挙管理委員会事務局書記長」が、遅くとも令和4年9月21日付で、コンプライアンス推進室と人事課にしたという「情報共有」(報告・連絡・相談)等の文書化された具体的内容。」の開示を請求した(以下「本件請求」という。)
- (2) 処分庁は、本件請求に係る公文書を保有していないため、不存在による非開示決定処分(以下「本件処分」という。)をし、令和4年11月29日付けで、その旨及び理由を次のとおり審査請求人に通知した。

情報共有については口頭で行っており、請求に係る公文書を作成していないため。

- (3) 審査請求人は、令和4年12月21日に、本件処分を不服として、行政不服審査法第2条の規定により、本件処分の取消しを求める審査請求をした。

## 3 審査請求の趣旨

審査請求の趣旨は、本件処分の取消しを求めるというものである。

## 4 処分庁の主張

弁明書及び審議会での職員の説明によると、処分庁の主張は、おおむね次のとおりであると認められる。

### (1) 本件請求に係る公文書について

令和4年7月10日に実施された参議院議員通常選挙の投票所における職員の対応について、左京区選挙管理委員会事務局では、令和4年7月11日以降、審査請求人の求めに応じ、電話及び面談にて、その都度説明を行ってきた。これらのやり取りにおける審査請求人の意見には、当該職員についての服務監察及び人事異動に関する意見が含まれており、これらの意見に対し、処分庁は、当該意見を左京区役所地域力推進室・総務防災担当を通じてコンプライアンス推進室及び人事課に情報共有する旨を伝えていた。

本件請求は、その情報共有に係る公文書を求めているものである。

### (2) 本件請求に係る公文書が存在しないことについて

審査請求人とのやり取りの中で、服務監察及び人事異動を担当する所属についての質問があったことから、審査請求人がそれらの所属に直接問い合わせを行った際に、迅速かつ適切な対応ができるようあらかじめ情報共有を行ったが、当該情報共有は口頭で行ったため、請求に係る公文書は作成していない。

(3) 以上のとおり、本件処分に違法又は不当な点はない。

## 5 審査請求人の主張

審査請求書によると、審査請求人の主張は、おおむね次のとおりであると認められる。

- (1) 京都市情報公開条例第20条は、情報提供推進義務を定めているところ、「左京区選挙管理委員会事務局」次長こと左京区役所地域力推進室総務・防災課長らは、同書記長への報告義務以前に、具体的かつ合理的な「情報提供義務」を怠った。
- (2) 京都市職員の公正な職務の執行の確保に関する条例（以下「条例」という。）第6条は、継続用件「要望等」につき「記録義務」を定めているのに、左京区役所地域力推進室総務・防災課長、同課長補佐、左京区役所保健福祉センター健康福祉部健康長寿推進課長らは、それを故意に否定した。
- (3) 左京区役所地域力推進室総務・防災課長、同課長補佐、左京区役所保健福祉センター健康福祉部健康長寿推進課長らは、地方公務員法・京都市職員倫理憲章・条例等の諸規定とは裏腹に、審査請求人に違法不当な対応をした。
- (4) 現に、「選挙係」こと左京区役所保健福祉センター健康福祉部健康長寿推進課主任による参議院選挙「投票妨害」等をはじめ、左京区選挙管理委員会委員長らの受けた報告と対応について、説明義務・誠実対応義務どころか、「これ以上は対応できません」と断言した。
- (5) 結局、左京区役所地域力推進室総務・防災課長らは、「市民の目線」に立たず、「法令等を遵守」せず、「公正に仕事を」するどころか、「情報を市民に分かりやすく伝え」ず、「説明」を故意に怠り、「情報共有については口頭で行って」いるからとか、当該「個人情報」を保有していない等として、虚偽の報告をしたものである。

## 6 審議会の判断

当審議会は、処分庁の主張及び審査請求人の主張を基に審議し、次のとおり判断する。

- (1) 本件請求に係る文書について

本件請求は、左京区選挙管理委員会事務局書記長が、遅くとも令和4年9月21日付で、コンプライアンス推進室及び人事課に行った情報共有（報告・連絡・相談）した内容等について記録した公文書を求めたものである。

(2) 本件処分について

ア 処分庁は、令和4年7月10日に実施された参議院議員通常選挙の投票所における職員の対応について、審査請求人とのやり取りの中で、服務監察及び人事異動を担当する所属についての質問があったことから、審査請求人がコンプライアンス推進室及び人事課に直接問い合わせを行った際に、迅速かつ適切な対応ができるようあらかじめ情報共有を行ったが、当該情報共有は口頭で行い請求に係る公文書は作成していないため、請求に係る公文書は存在しないと主張する。

イ 一般に、市民等の対応においては、継続的に対応が必要となる場合には、当該経過を記録する場合が多いと考えられるが、その場で対応が完了する場合には、当該対応について記録を作成しないことが多いと考えられる。

当審議会としては、本件事案は、職員についての服務監察及び人事異動に関する審査請求人からの意見を口頭で所属間の共有に留めたものであり、記録を作成していないとの処分庁の主張に特段不自然な点はないと判断する。

(3) 結論

以上により、「1 審議会の結論」のとおり判断する。

(参 考)

1 審議の経過

令和5年	1月20日	諮問
	2月20日	諮問庁からの弁明書の提出
令和6年	5月 2日	諮問庁の職員の口頭理由説明（令和6年度第1回会議）
	6月 7日	審議（令和6年度第2回会議）

※ 審査請求人から意見陳述の希望がなかったため、意見の聴取は行わなかった。

※ 京都市情報公開・個人情報保護審議会運営要領第3条第3項の規定に基づき、本件審査請求事件を取り扱う部会を変更した。

2 本件諮問について調査及び審議を行った部会

第1部会（部会長 北村 和生）